

東京都受動喫煙防止条例案に対する要望書

私ども東京都生活衛生同業組合連合会（飲食業7組合）ならびに浅草おかみさん会協同組合は、受動喫煙防止対策を推進することは重要であると承知しており、何ら異議を唱えるものではありません。

我々は、18万筆を超える署名の提出以降、貴党の多くの都議に窮状を訴えて参りました。また、貴党の都議は、飲食店や養護施設、遊技場に至るまで様々な施設を視察され、その際、都の分煙助成金を受けて分煙としている施設のオーナーや、分煙にしたいくても出来ないオーナーに対し「このままでも良い」「もっと助成金を活用しやすくすべきだ」とお話しされる等、我々中小事業者の声をくみ取って頂き、極めて厳しい条例骨子案の内容を緩和化すべく、必ずや、東京都と調整頂いているものと信じておりました。そのような中、都知事が条例骨子案のまま、非常に厳しい内容で条例案が公表されたことに対し、大変憤りを感じております。

条例案のまま条例が制定されますと、従業員を雇用している飲食店が全面禁煙となり、事業者は、従業員の解雇か禁煙かの選択を迫られることとなります。雇用確保にも甚大な影響が発生し、お客様ニーズに応えることができなくなります。このような一律的過度な条例が東京都において施行されれば、零細な事業者である我々は、深刻な売上影響や廃業に追い込まれることは確実に危惧しているところです。

小池都知事は6月8日の定例会見において、「諸外国の事例により売上に影響がない」「売上が増加した」などとお話しされました。しかし、そもそも諸外国と日本とは屋内外の喫煙環境が全く異なる中、禁煙法令で売上が下がったという諸外国の事例が多数あること、更に、神奈川県受動喫煙防止条例による飲食店の売上減少事例に鑑みても、甚大なるマイナスの経済影響が出てくることは明らかです。更に、県境と接している都内各繁華街においては、都条例の適用を受けない近隣県の繁華街へ安にお客様が流出し、甚大な売上減少が懸念されます。まさに国と都のダブルスタンダードによる混乱が避けられません。そのような中、我々は、本定例会において、実効性の高い受動喫煙防止対策の取組みが実現できるよう、慎重に検討していただけるものと最後まで信じております。

皆様方は、ご自身の選挙区の飲食店の店主、お客様に対し、本条例案の内容をご説明し、理解を頂くことは出来るのでしょうか？「個人的には飲食店の窮状には理解を示すけれど、党として決められたことだから」等との言い訳を並べることは、断じて許されることではありません。

貴党のホームページには、「地域に根差した強いネットワークを持つ東京の公明党が、全国をリードする都政のカジ取り役を担い、都民の望む政策を実現し、東京改革を断じて成し遂げます。」としています。貴党の先生方におかれましては、地域飲食店の窮状を斟酌いただき、東京都受動喫煙防止条例が一律的過度な内容とならぬよう、以下の要望事項に対するお力添えをいただきますよう切にお願い申し上げます。

1. 従業員が1人でもいれば、お店の選択を認めないとのことですが、仮に喫煙者の従業員の場合は、その定義は当てはまらないと考えます。同時に従業員が同意した場合も同様です。今回の条例制定に合わせ、その実効性担保の観点からもチェック体制をしっかりと進めると思われますが、そのような対応ができるなら、従業員同意のチェックも十分できると考えます。その体制がしっかりできれば、まさに従業員が納得の上、働くものであり、いわゆる本人の意に反し煙に晒されるといった受動喫煙は十分防げるものと考えます。以上の点から、「従業員の同意が得られた場合は、店舗は『禁煙・分煙・喫煙』の選択を行うことが出来る」旨、例外措置を講じていただくよう、切にお願い申し上げます。
2. 条例案における加熱式たばこの扱いは国と同等になっているとの報道があります。しかし、国では100㎡以下の飲食店については、対象外になっているが、都条例案では、面積に関わらず、従業員が一人でもいれば、加熱式用の室を整備しなくてはならない、とあります。各種報道、多くの議員が「加熱式は、国に合わせ緩和化した」との曲解がされていますが、我々が福祉保健局へ連絡したところ、「事実上、国より厳しい」との明確な返答がございました。このように都も国法を上回る規制内容であることを認識しており、承服できません。国の水準を上回る都条例案について、名実ともに国と同等の規制内容として頂くよう、切にお願い申し上げます。

以上、8団体、2万店超の飲食店を代表し、要望を申し述べ切にお願い申し上げます。

なお、上記二つの要望に対して、6月18日（月）までに文書で下記宛にご回答くださいますよう、そして本条例案に対しては、本要望に鑑み、都議会第二回定例会で慎重な議論をしていただき、緩和化していただきますよう、お願い申し上げます。

2018年6月12日

都議会公明党 御中

東京都生活衛生同業組合連合会 飲食業7組合

東京都鮎商生活衛生同業組合

東京都麺類生活衛生同業組合

東京都中華料理生活衛生同業組合

東京都社交飲食業生活衛生同業組合

東京都料理生活衛生同業組合

東京都飲食業生活衛生同業組合

東京都喫茶飲食生活衛生同業組合

浅草おかみさん会協同組合

■回答先：〒104-0045 東京都中央区築地 2-7-12 15 山京ビル 501

東京都飲食業生活衛生同業組合 常務理事 宇都野 知之